

## 善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成31年2月27日

善通寺市監査委員 藤岡博文  
善通寺市監査委員 林野忠弘

### 平成30年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

#### 記

#### 1 監査の内容

平成29年度及び平成30年4月1日から同年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

#### 2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課，政策課，総務課，防災管理課
市民生活部	市民課，税務課，人権課，債権管理課
保健福祉部	保健課，社会福祉課，子ども課，高齢者課
産業振興部	農林課，商工観光課，営業課
都市整備部	土木都市計画課，建築住宅課，下水道課
委員会等	会計課，議会事務局，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会

### 3 監査の期間

平成31年1月29日（火）同年2月7日（木）まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

## 各課共通指摘事項

(総務課，市民課，土木都市計画課，商工観光課)

### 収入印紙の印紙税額について

収入印紙の貼付については，平成29年度の定期監査において指摘してきたところである。

今回，長期継続契約の契約書等において，単年度の印紙税額として計算され，小額の印紙税額の収入印紙が貼付されていた。契約更新の際には，契約者に対し，印紙税法に規定された収入印紙の貼付を指導されたい。

## 個別指摘事項

(保健課)

### 診療報酬の不当・不正請求に伴う返還金への対応について

過去において，医療法人等による診療報酬等の不当・不正請求に伴う返還金の事案については，県及び関係市町とともに債権回収の執行行為に入ったものの債権の回収はほとんど進まないまま，法人は破産している。

今後，同様な事案が発生することのないよう，適切な措置を講じるように検討されたい。

(農林課)

### 山林組合の組合有財産（山林）に関する対応について

#### ①採薪鑑札の管理について

3つの山林組合同規約において，採薪鑑札は，基準口数1口につき1枚を付与されることになっている。

市は，3つの山林組合より1,361の口数に伴う1,361枚の採薪鑑札を付与されているため，採薪鑑札の現状について尋ねたところ，明確な回答が得られなかった。

そこで，付与されている多数の採薪鑑札が，どのようになっているのか，山林組合議員に確認するなど，採薪鑑札の管理簿を再整備するなど留意されたい。

#### ②組合有財産（山林）の市持分の財産調書への記載について

現在，3つの山林組合が共同管理している山林面積について，市の持分山林が，財産調書に記載されていない。この山林面積は，1筆ごとに，高松法務局丸亀支局の登記簿に市所有分の比率が記載されている。

今後，財産調書に山林として，記載をされるよう検討されたい。

(子ども課)

行政財産（土地）の貸付契約書について

市の行政財産（保育所用地）について、社会福祉法人に対して無償貸付けの契約を締結している。この契約書は、善通寺市公有財産規則第28条第1項第1号による30年の貸付期間に規定するものであるが、自動更新の内容となっている。

そこで、契約締結日に遡り、そこから換算して30年になるよう契約書の見直しをされたい。

(会計課・秘書課)

下水道企業会計への移行と組織体制の強化について

下水道特別会計は、平成32年度から公営企業会計への移行が予定されている。

会計課は、公営企業会計に伴う毎月の例月検査報告などの業務量が増加すると見込まれる。更には、これらの処理に伴い電算処理システムなどが増えるため、現在の4人体制（2人は非常勤職員）で対応するには、事務処理の増大が考えられる。

また、現在において、会計管理者は、代決権者が不在の状態でもある。

以上のことから、会計課の組織体制の強化を求めるものであり、秘書課と十分に協議して対処されたい。